

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫A（以下「被災者」という。）は、B所在のC会社を最終粉じん事業場として、昭和〇年から平成〇年〇月までの約26年6か月間、各地の鉱山にて坑内夫として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、〇〇労働基準局長（現：〇〇労働局長）からじん肺管理区分「管理2、療養否」の決定を受け、その後、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、「合併症：続発性気管支炎」の認定を受け、Dクリニックにて療養していたが、平成〇年〇月〇日、自宅にて意識消失状態となるところを発見され、E病院に救急搬送されたが死亡した。死体検案書には、「直接死因：急性心筋梗塞」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者はじん肺による呼吸不全又は心不全により死亡したものであるから、業務上による死亡である旨主張しているので、以下検討する。
- (2) 被災者のじん肺の状態についてみると、被災者は平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理2」と決定されているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日定期受診した。症状は、咳、痰、息切れであるが従前と特に変わらなかった。胸部CTを同日施行した。肺炎陰影は認めず、じん肺所見も不変であった。」と述べており、G医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の呼吸機能検査結果では、%肺活量は71.8%、1秒率30.9%と閉塞性肺障害を認めるが、血液ガス所見では、酸素分圧86.0torrであり、呼吸障害は軽度である。」と述べている。当審査会としても、X線写真、肺機能検査の結果等からみて、被災者のじん肺の程度は、じん肺管理区分「管理2」の決定時から変化しておらず、被災者には著しい肺機能障害は認められないものと判断する。
- (3) 次に、被災者の続発性気管支炎の状態についてみると、被災者は平成〇年〇月〇日を症状確認日として、続発性気管支炎の治療が開始されているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「起床時1時間の痰量は2ccで、痰性状はP3であった、痰の細菌培養は常在菌であった」と述べており、当審査会としても、痰の量及び性状の検査結果等からみて、被災者の続発性気管支炎に明らかな悪化は認められないものと判断する。
- (4) 被災者が死亡に至った原因及び急性心筋梗塞とじん肺、続発性気管支炎との

間の関連について、F医師は、上記意見書において、要旨、「急性心筋梗塞と本例のじん肺、続発性気管支炎との因果関係は明らかではない」と述べ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「精査未施行のため不明」と述べているところ、G医師は、前記意見書において、要旨、「虚血性心疾患の既往があったことより、急性心筋梗塞が死亡原因との診断は妥当と思われる。じん肺による呼吸不全による死亡は考えられず、急性心筋梗塞が死亡原因と考えられる。じん肺と急性心筋梗塞との間に医学的な因果関係はないと考えられるため、じん肺と死亡の因果関係はないものとする。」と述べている。

- (5) 当審査会において、改めて被災者が死亡に至った経緯及び上記医師らの意見等について詳細に検討したが、被災者のじん肺及び合併症の状態は上記(2)及び(3)のとおりであり、当審査会としても、被災者の死亡とじん肺の合併症である続発性気管支炎との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。